

大雪地区広域連合長等の旅費に関する条例

平成15年9月3日

条例第15号

改正 平成19年3月30日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法の規定に基づき、広域連合長、副広域連合長、事務管理者（以下「広域連合長等」という。）に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 広域連合長等が職務を行うため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費支給条例（昭和32年東川町条例第3号）第3条別表第2の規定を準用する。この場合において、同表中「町長」とあるのは、「広域連合長及び副広域連合長」と、同表中「副町長」とあるのは、「事務管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。